

傍 聴 要 領

盛岡城跡整備委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会の傍聴を希望する方は、委員会の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、当日 13 時 00 分から会場で行い、13 : 30 分で締め切ります。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、委員会を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 委員会の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、会議の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場内において写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。